

熊本市職員定数条例の一部改正について

熊本市職員定数条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和 24 年告示第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「3, 742 人」を「4, 000 人」に改め、同条第 2 号中「28 人」を「30 人」に改め、同条第 3 号中「22 人」を「14 人」に改め、同条第 4 号中「17 人」を「20 人」に改め、同条第 7 号中「810 人」を「870 人」に改め、同条第 9 号中「150 人」を「90 人」に改め、同条第 10 号中「520 人」を「420 人」に改め、同条第 11 号中「790 人」を「840 人」に改める。

第 4 条中「休職にされた職員及び併任の場合の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号及び 1 項を加える。

- (1) 休職にされた職員
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 26 条の 5 第 1 項の自己啓発等休業をしている職員
- (3) 法第 26 条の 6 第 1 項の配偶者同行休業をしている職員
- (4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員
- (5) 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項の大学院修学休業をしている職員
- (6) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により派遣された職員

- (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第34号）第2条第1項の規定により派遣された職員
  - (8) 公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）第2条第1項の規定により派遣された職員
- 2 併任を命ぜられた職員は、併任を命ぜられる前から任用されている職の属する事務部局の定数にのみ含める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （提出理由）

職員の定数を変更するとともに、定数外とする職員に休業中の職員等を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。